

紫波町新学校給食センター整備事業
特定事業の選定

令和 7 年 11 月
紫波町

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 7 条の規定に基づき、紫波町新学校給食センター整備事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定したので、PFI 法第 11 条の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果を公表する。

目 次

第1章 事業概要

- 1 事業名称
- 2 公共施設等の管理者等の名称
- 3 事業の目的
- 4 事業方式
- 5 事業期間
- 6 業務範囲
- 7 公共施設等の概要

第2章 事業の評価

- 1 評価方法
- 2 定量的評価
- 3 定性的評価
- 4 総合評価

第1章 事業概要

1 事業名称

紫波町新学校給食センター整備事業

2 公共施設等の管理者等の名称

紫波町長

3 事業の目的

現在の紫波町学校給食センターは開所から 50 年以上が経過し、施設の老朽化が顕著であるとともに、現行の「学校給食衛生管理基準」を満たしていない等の課題を抱えている。

本事業は、これらの諸問題を解決し、「紫波町新学校給食センター整備基本計画書」に基づき、将来にわたり全ての児童生徒に安全・安心でおいしい給食を安定的かつ継続的に提供できる新たな学校給食センターを整備するものである。

本事業の実施にあたっては、PFI 法に基づき、施設の設計、建設、工事監理及び維持管理業務を長期にわたり一体的に実施し、民間の資金、経営能力及び技術的能力（ノウハウ）を活用し、良好な施設の整備や効果的な維持管理等により、長期的な視点での事業コストの縮減と質の高い公共サービスの提供を図ることを目的とする。

4 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、選定された民間事業者が自らの資金調達により本施設の設計・建設等を行い、町に所有権を移転した後、事業契約に定める期間、維持管理業務を遂行する方式（BTM-Build Transfer Maintenance-方式）により実施する。

5 事業期間

本事業の事業期間は、次表のとおりとする。

設計・建設期間	令和 8 年 4 月～令和 9 年 6 月
維持管理期間	令和 9 年 8 月～令和 23 年 3 月 31 日

事業期間は事業契約締結日から令和 23 年 3 月 31 日までとする。

6 業務範囲

本事業の業務範囲は、次のとおりとする。

（1）設計業務

事前調査（敷地測量等）、基本・実施設計、各種申請等に関する業務

（2）建設・工事監理業務

ア 本施設の建設に必要な一切の工事（建築、電気設備、機械設備、外構等）

イ 工事監理業務

(3) 開業準備支援業務

施設供用開始に向けた習熟確認、町が行う業務への協力等の準備業務

(4) 維持管理業務

ア 建築物及び外構の保守管理業務

イ 建築設備の保守管理業務

ウ 環境衛生管理業務

エ 警備保安業務

オ 修繕・更新業務（計画的な修繕及び一定規模以下の修繕）

以下の業務は、本事業の対象範囲外とする。

ア 運営業務全般（調理、配達、食器・食缶等の洗浄、残滓処理、清掃）

イ 廉價機器、什器備品、食器等の調達及び保守管理・更新

ウ 献立作成、食材調達、検収、検食

エ 給食費の徴収管理

オ 食に関する指導

7 公共施設等の概要

(1) 立地条件

事業予定地	紫波町平沢字長尾沢 99 番地 1（旧養鯉場跡地）
敷地面積	利用予定敷地面積約 6,250 m ² （全体約 14,600 m ² ）
用途地域等	無指定（建ぺい率 70%・容積率 200%）

(2) 施設概要

ア 基本的な考え方

衛生面及び機能面を重視し、ドライシステムの導入、汚染作業区域と非汚染作業区域の明確な区分化、調理工程に応じた適切な諸室の構成等により、HACCP の概念に対応した設備の配置を基本とする。建物は平屋建てを想定する。

イ 施設構成

調理諸室（下処理室、調理室、洗浄室等）、アレルギー対応調理室、炊飯設備設置スペース、事務室、会議室、休憩室、更衣室、倉庫、搬出入スペース、その他必要な諸室を整備する。

(3) 提供食数

ア 供給能力 3,000 食／日

イ アの内、アレルギー対応食 約 30 食／日

第2章 事業の評価

1 評価方法

(1) 選定の基準

本事業をPFI事業として実施することにより、従来の公共事業手法と比較して、事業期間全体を通じた町の財政負担の縮減が期待できる場合、又は、財政負担が同水準であってもサービス水準の向上が期待できる場合に、特定事業として選定することとした。

(2) 定量的な評価

町が自ら実施する場合の町の財政負担額とPFI(BTM)方式により実施する場合の町の財政負担額の総額を算出のうえ比較し、これを現在価値に換算することで定量的な評価を行った。

(3) 定性的な評価

本事業をPFI(BTM)方式で実施する場合の定性的な評価を行った。

2 定量的評価

上記の前提条件を基に、令和5年に発刊された「文教施設における多様なPPP／PFIの先導的開発事業性格報告書」において、町が自ら実施する場合の町の財政負担額とPFI事業として実施する場合の町の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出されている。報告書で示される、本事業を町が自ら実施する場合とPFI事業として実施する場合を比較した結果は次のとおりである。

町が自ら実施する場合	PFI(BTM)方式により実施する場合
100%	85.7%

3 定性的評価

本事業をPFI(BTM)方式により実施した場合、次の定性的な効果が期待できる。

(1) 民間事業者の創意工夫の発揮

施設の設計、建設、工事監理及び維持管理業務を長期にわたり一体的に実施することにより、民間の資金、経営能力及び技術的能力(ノウハウ)を活用できる。これにより、良好な施設の整備や効果的な維持管理がなされ、長期的な視点での事業コストの縮減と質の高い公共サービスの提供が期待できる。

(2) リスク分担の明確化とリスク管理の最適化

事業開始前からリスクを想定し、その責任を町と事業者で適切に分担することにより、事業全体におけるリスク管理の最適化が図られ、問題発生時の適切かつ迅速な対応が可能となる。それにより、安定した事業運営の確保が期待できる。

ただし、今後の金利上昇を考慮し、地方債の活用等を適切に図りながら、全体のコスト管理を行う必要がある。

（3）財政支出の平準化

本事業に必要な施設整備費及び維持管理費に係る対価を、事業期間を通して分割して支払うことから、町の財政支出について平準化することができる。

4 総合評価

本事業を PFI (BTM) 方式として実施することにより、町が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた町の財政負担額について 14.3% の縮減が期待できるとともに、民間のノウハウ活用による質の高い公共サービスの提供等の定性的な効果も期待することができる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、PFI 法第 7 条の規定に基づく特定事業として選定する。